

令和2年度第2回伊勢原市社会福祉審議会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和2年11月24日（火曜日）午後3時00分～4時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 議会全員協議会室

〔出席者〕

（委員） 瀧澤俊也委員、神山光義委員、東奈美委員、橋本諭委員、
小松均委員、新倉良一委員、橋本澄春委員、麻生要委員、
仁藤三男委員、若松操委員、福岡敦子委員、宮川進委員

（欠席） 大久保久美子委員、中野美智子委員、秋澤孝則委員、
大杉あや子委員、中村政浩委員、

（事務局） 保健福祉部：黒石部長
福祉総務課：古清水参事兼課長、佐野主幹、小形係長、
今井主任主事、柳瀬主事

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

《審議の経過》

1 報告事項

（1）第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児計画の
策定について

（2）第8期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

2 協議事項

（1）第4期伊勢原市地域福祉計画の一部改定について【資料1～資料7】

3 その他

【会議概要（委員からの主な意見・質疑内容）】

（議長）

それでは、早速議事に入ります。本日は、報告事項と協議事項の二つに分かれております。まず報告事項の（1）、（2）、障がい関係の計画と介護保険関係の計画に関しまして、一括して説明をいただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

1 報告事項

- (1) 第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児計画の策定について
- (2) 第8期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

【事務局（福祉総務課）より2件まとめて説明】

(議長)

この件に関して何かございますか。よろしいでしょうか。また、パブリックコメントの時に資料を送付していただけたことでしたので、その時に資料を御覧いただいて、御意見を頂戴したいと思います。

(議長)

それでは、次の議題に入ります。協議事項「第4期伊勢原市地域福祉計画の一部改定」について、こちらは前回から引き続きの議事となりますのでよろしくお願い申し上げます。前回の議論を受けて、重要な資料も何点か準備していただいております。その説明もあるかと思っておりますので、御不明な点、御意見等があれば発言をいただきたいと思っております。それでは宜しくお願いいたします。

2 協議事項

- (1) 第4期伊勢原市地域福祉計画の一部改定について

【事務局（福祉総務課）より資料に沿って説明】

(議長)

ありがとうございました。資料3を見ていただくと、前回議論した内容を事務局で5点にまとめていただきました。1番、2番に関しましては、どちらかといえば中長期的な今後の課題としてまとめていただいておりますので、前回の議論を受けて、不足点等があれば、最後に御指摘いただければと思います。

この後の検討ですが、3、4、5番に関しまして、この度も計画の中に盛り込んで計画的に進めるということになっておりますので、具体的な話を進めていきたいと思っております。そのうち、大きな内容の1つが、社協を含めたネットワークの体制、もう1つが後見・保佐、補助の診断を含めた医療との関係、このあたりのことが挙げられると思います。医療促進法の法律の趣旨を考えますと、これまで、圧倒的に後見が多く、保佐、補助が少ないので、法律の枠組みをもっと活用せよという趣旨なんではないでしょうか。

保佐、補助の活用に関する内容を含んでいるため、5番に関する資料をいろいろと提供していただいていると思われれます。まずは、この内容に関しまして御質問等をいただき、そのあと、ネットワーク体制について議論をしていただきたいと思います。非常に難しい内容も含んでおりますが、専門家の御意見、地域の代

表の方々の御意見、様々な立場から御意見をいただければと思います。

(委員)

資料等、詳しく示していただきありがとうございました。文面からいろいろと解釈ができると思って拝聴しました。資料5の8ページ下段の囲みの中に、精神神経疾患に関連する診療科を標榜する医師又は主治医等で、本人の精神状況に通じている医師と記載があり、そのあたりの記載がいろんな解釈につながると思いましたが、記録に応じて判断するという含みもあると思われました。

また、資料上段のチャート図でもより専門的な検査等を実施する必要がある場合、検査が必要なのか必要でないのかという判断はどうするのか理由がどこにも記載がないので、それもある程度、法律的に柔軟な対応が必要なのかと思いましたが、1つの指針、手引があるので、それに基づいて対応することも必要だと思いました。

(委員)

根本的なことが分かっていないのかもしれませんが、結局、後見・保佐、補助は誰が決めるのですか。

(事務局)

それについては、申し立てをした後に家庭裁判所が決めます。

(委員)

資料4に申し立ての費用のことはいろいろと記載がされていますが、説明の中で鑑定料が5万から10万ぐらいかかるということでした。その鑑定料というのはどういうことなんでしょうか。

(事務局)

診断書が通常はついてくるものですが、場合によって、診断書が出せないケースもあり、そういった場合は鑑定をすることとなります。その場合は、裁判所が審査を医師に依頼し、鑑定するということとなります。

新しい様式になってからはわからないのですが、診断書が出ていても内容を見て、場合によっては本人と面談ということもありますので、そういった中で疑義が生じた場合には、裁判所の方でも鑑定を依頼することもあります。医師の方に重責を負わせることなく、裁判所の方で決定していくという意味も含まれているのではないかと思います。

(議長)

この件に関しまして、実際に利用相談の対応されている委員の方々がいられたら、その状況等について教えていただくことはできますか。

(委員)

救急の病院なので、症例としてはあまり多くなく、入院されている患者の中で対象となる方がいる場合は、年に1例、2例ぐらいの状況です。

地域で高齢者と関わる地域包括支援センターの方や介護高齢課など行政の方から相談をいただき、神経内科医や精神科医に繋げるための調整に入ったりですとか、そんな形でのお手伝いをさせていただいているのが現状です。

(議長)

法の趣旨はもう少しきめ細かくやれということなのかと思うのですが、事務局、そんな感じでよろしいでしょうか。今まで利用者が少ないので、もう少しきめ細かく、段階的に利用がしやすいようにというのが法の趣旨と。それを計画に反映するというようなことで大丈夫でしょうか

(事務局)

国としては、超高齢化社会ということで、こういった制度があるにも関わらず、制度利用が進んでいないというところで、行政がより積極的にそういった方々を見つけ出し、しかるべき制度に繋げるような形で進めたいというところです。

そういった方々を早期発見することで症状を抑えたりなどに結び付けたいというところもあると思いますが、8割以上が後見制度を利用されているという現状から、どうにもならない状況になったときにこの制度を活用するというケースが非常に多いということになりますので、なるべく、本人の意思が尊重できるような状況の中でこの制度を活用するために、制度をより積極的に進めたいというのが国の考え方だと思います。

(議長)

ありがとうございます。利用される方について、高齢の方がまず頭に浮かびますが、若い方の場合もあるわけです。実際問題として、親御さんが元気なうちはお子さんの世話をしているわけですが、親御さんがいなくなったあと、お子さんをどうするか。

非常に分かりにくい制度で、医師と裁判所というのが非常に大きな機関ということになりますが、そこのプロセスの前後では、市民後見人をはじめ地域の人たちが関わらなければならない体制を制度として作ろうとしているわけです。

どんなことでも結構ですので、実際に現場で相談の部分でいろいろ問題意識をお持ちの方がいられましたらご発言をお願いします。

(委員)

後見人の費用のことで報酬が発生するという話がありましたが、要するに後見人を誰にするか、弁護士、市民後見人それぞれ費用が違うということでしょうか。報酬というのは弁護士への報酬ということでしょうか。

(事務局)

報酬については後見人に対する報酬で、後見人が支援した内容によっても違ってきます。裁判所の方で報告書を確認した中で報酬の金額も変わってくるというように聞いています。

(議長)

これ、市民全体の認識が高まっていかないといけない。なかなか理解が進まないというのが大きな問題でありますので、そのあたりも含め何かあればお願いします。

(委員)

計画の事業指標のところに、市民後見人登録バンク登録者数が2人、7人、12人とありますが、この12人というのはお話を聞きますと今、研修を受けている方ということでしょうか。

(事務局)

こちらについては、累計になっておりまして、平成26年から28年で養成した2人が平成30年から令和元年までの2人となっております。

総合計画や現在の地域福祉計画の中で令和2年にプラス5人なので累計で7人。令和2年度末にあと5人の市民後見人の養成を目標にしているということになります。現在、4人が残っており、1人が足りない状況になります。令和3年の7人というのは令和2年の目標をそのまま移行しています。

市民後見人の養成は、当初は3年かけておりましたが、2期養成では2年間で行っていますので、令和3年、令和4年で5人を目標に市民後見人の養成をする計画となっております。

(委員)

ありがとうございます。ちょっと分からなかったのは、例えば、伊勢原市の人口を考えたときに何人ぐらいの登録が望ましいのか、そういった指標があるかと思っていましたがそういうのはないのですね。とりあえず目鼻がついている人数がこういった人数ということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

対象人数がどのくらいいるか正確には調査ができていない状況で、第4期地域福祉計画が策定された時点で2人登録がありましたので、研修、養成をして5人程度増やしたいというところで目標値を算出しておりますので、対象者に対してどのくらいが適当かという算出の仕方ではありません。

(委員)

中核的組織の仕事についていくつか説明をお聞きしましたが、後見人の人数が

そろわない場合、中核的組織が直接支援を探る場合があるのかそれとも仲介がメインなのかわからなかったのですが。

(事務局)

中核機関は、直接的に後見人と同じような役割を担うものではなく、後見人が選任された、あるいは選任するまでの支援や、後見人となった人が孤立しないための支援について検討する中核的な役割を担います。

また、市民の方から見ると成年後見制度は、他人に財産を預けるというイメージを持っている方もいられます。

そういった中で、後見人等を孤立させないようにネットワークを通じて監視する意味合いも含めているところもあるので、中核機関は後見人の代わりになる組織ではなく、後見人を支える組織として考えております。

(委員)

成年後見制度については、市民が簡単に理解できる内容でないため、講演会や研修会を開催しても興味を持って参加する人が少ない。多くの人に参加してもらうためにはテーマに興味を持たせるなど工夫が必要だと思います。また、制度に関する周知も必要であるため、制度を広める立場としても気を付けていきたいと思えます。

また、地域福祉計画本体についてですが、計画では地域の支え合い・助け合い活動の推進について、5年後の姿として地域で支え合い、助け合う仕組みが構築されており、多くの人や団体、事業者などが地域福祉活動に積極的に参加しますと記載されています。これはおそらく自治会を中心とした内容として記載がされているのだと思いますが、自治会でも役員のなり手がいない状況の中で、果たしてボランティアを中心とした地域の支え合いができるのか疑問です。行政として日常的にこの取り組みについて考えていかないと福祉行政は前に進まないのではないかと思います。

(議長)

成年後見制度に繋がる分かりやすい内容をPRしていきたいということ、自治会役員のなり手がいない中で、ボランティア中心とした支え合いができるのか疑問であるという2点について御意見をいただきました。

1点目に関連しますが、任意後見制度の普及啓発はどのようになっているのでしょうか。地域福祉計画には取り入れていないような気がします。もう少し活用ができるのではないかと考えています。

また、ボランティア中心による地域の支え合いについて疑問があるという御意見でしたが、自治会活動等の地域の現状について問題意識等あればお伺いしたい。

(委員)

基本的に要支援者については、自治会でも把握しており、対応ができるように

したいと考えていますが、地域の支え合いについては難しい気がします。

成年後見については、把握していない部分が多いので、どのように関わるか見えてこない。成年後見に関する研修会などが今後必要になってくると思います。

地域包括ケアについて、今後、10年、20年経つとさらに高齢化が進み、ケアしていく方が増えていくという点からも地域包括ケアとの連携が必要だと思っています。

(委員)

説明を聞いていて思ったのは、まず、成年後見制度という言葉自体が難しいということ。おそらく対象の方が聞いてもよくわからないのではないかと思います。一般的に分かりやすい内容や言葉が使われていれば、制度に関して理解がされ、対象の方に寄り添えるのではないかと思います。

(議長)

市役所と社協との連携の中で広報活動の工夫というのはされているのでしょうか。

(事務局)

成年後見制度について、簡単な言葉で表現している市町村はありませんが、成年後見センターについて、伊勢原市では成年後見・権利擁護推進センターという名前で運営しておりますが、他市においては、センターの名前を公募する取り組みをしているところもあります。そういったことで、センターをPRすることができるかもしれませんが、具体的に調整したことがないので参考にさせていただきます。

(議長)

今後の課題として実施機関で調整していただければと思います。宜しくお願いします。そのほかに何かありますか。

(事務局)

地域包括ケアについて、高齢者に関しては生活支援協議体が各地域にあり、地域の困り事とは何か、その困り事を地域でどのように解決していくかを考えていくものです。

市全体として設置しているのが第1層協議体で地域ごとに設置しているのが第2層協議体になります。第2層協議体では地域ごとに支え合い、助け合いができるような取り組みをしています。

地域包括ケアに関しては、高齢者だけではなく、障がい者や生活困窮者、子どもの支援など全体を支援する考え方で進められていますので、次期地域福祉計画においては、そういった内容も充実するような形で検討して頂く必要がありますので、御意見をいただければと思います。

(議長)

それではこれで、議事を終了いたしますので事務局にお返しします。

(事務局)

事務局から連絡事項です。

第3回社会福祉審議会については2月中旬を予定しております。日程につきましては決定次第ご連絡いたします。

【閉会】